

意見書

市の提供した住民基本台帳情報を用いた自衛官等の募集はがきの一斉送付の法的問題

作成者 實原隆志

(南山大学法務研究科教授)

<目次>

はじめに

1. 本件の法令上の位置づけ

- (1) 住民基本台帳法上の提供・取得
- (2) 自衛隊法・自衛隊法施行令上の「資料」の提出・取得
- (3) 強制力のない照会・請求に対する回答と国家賠償責任
- (4) 小括：本件の法令上の位置づけ

2. 本件で求められる検討の枠組み

- (1) 憲法上の位置づけ
- (2) 個人情報の要保護性
 - ① 先例において取扱いが問題となった個人情報
 - ② 住民票データの要保護性：「住民票データ流出事件」
 - ③ 「基本四情報」の取扱いの重要性
 - ④ 小括：個人情報の要保護性
- (3) 個人情報を用いた勧誘に対する保護
- (4) 小括：本件で求められる検討の枠組み

3. 本件へのあてはめ

- (1) 扱われている個人情報の要保護性
- (2) 当該措置の、権利制限としての重大性
- (3) 本件の場合
 - ① 奈良市による本件提供の法律上の根拠の有無
 - ② 本件提供に、法律上の根拠があるとした場合の問題
 - 1) 委任法律・受任命令としての問題
 - 2) 関係法令の実体的な問題
 - 3) 合憲的な法律上の根拠があるものとした場合の、本件提供の法的評価
 - 4) 小括：本件提供に、法律上の根拠があるとした場合の問題
 - ③ 国の行為の違憲性・違法性
 - ④ 小括：本件の場合

(4) 小括：本件へのあてはめ

4. まとめ・結論

おわりに

はじめに

本件において奈良市は、自衛官や自衛官候補生（「自衛官等」）の募集を目的として、住民基本台帳の一部の写しを提供することで、住民基本台帳に記録されている募集対象者の氏名、住所、生年月日、性別（「住民基本台帳情報」）を、自衛隊奈良地方協力本部（「自衛隊奈良地本」）に提供した（「本件提供」）。自衛隊奈良地本はそうにして提供された情報を取得し（「本件取得」）、利用することで（「本件利用」）、本件原告に自衛官等の募集・案内はがきを送ったとのことである（奈良市と国のこれらの措置を包括するものとして、「本件諸措置」とすることがある）。原告は本件諸措置が憲法に反していると主張し、県と国に対して国家賠償を請求している。

以下では、本件諸措置の法令上の位置づけをみたあとに、本件での検討において用いられるべき枠組みを確認し、それらの法令・枠組みに本件における諸事情をあてはめたうえで、筆者の見解を述べる。国家賠償責任が成立するためには、公務員による当該行為の違法性と、それによる損害の発生、さらに、それについての故意または過失が認定される必要があるが（国家賠償法1条）、**本稿では本件諸措置の違法性に関する検討のみを行い**、奈良市や国の故意又は過失の有無の検討は割愛する。

1. 本件の法令上の位置づけ

本件において、奈良市の住民基本台帳に登録されている個人情報、奈良市が自衛隊奈良地本に紙媒体で提供したことについては、原告と被告・奈良市において争いがない。住民基本台帳の制度を規定しているものとして住民基本台帳法（「住基法」）があり、**本件では、奈良市による本件提供と住基法の関係が問題となる¹**。また、本件では自衛隊奈良地本が奈良市長に対して情報の提出を依頼（「本件請求」）したのちに、両者が「覚書」を締結し、それを受けて自衛隊奈良地本が、奈良市から提供された、原告を含む募集対象者の住民基本台帳情報を取得し、そこで提供された情報を用いて自衛官等の募集・案内はがきを送付している。この点でも**本件取得と住基法の整合性が問題となり、原告を含む住民の情報が住基法に反して取得されていたのであれば、その国家賠償法上の違法性も問題になる²**。以下ではそうした、本件における奈良市と国、それぞれの措置と関係する法令をみることにする。

（1）住民基本台帳法上の提供・取得

住民基本台帳に登録されている情報の閲覧は、以前は比較的自由に行えるものであった

¹ 本件提供当時、市が保有する情報の提供について奈良市個人情報保護条例も規定していたが、住民基本台帳情報の取扱いについては、後述の通り、住基法が特別法として適用されると解されている。

² 自衛隊奈良地本による諸措置も、まずは住基法上の問題となると思われるが、自衛隊奈良地本の行為と住基法の整合性は、個人情報保護法上の個人情報の利用の違法性（同法63条）、取得の適正さ（同法64条）にも関わるものとなるだろう。本件請求の違法性も住基法や個人情報保護法との関係で問題とはなりえようが、**原告が本件提供以降の措置の違憲性・違法性を主張していることもあり、本稿では、本件請求の合法性や国家賠償法上の違法性の検討は割愛する。**

が、その後の法改正を通じて、住基法上の規律が加わっている。住民基本台帳にある個人情報
の公的機関への提供には、住民票の写しの交付の請求に基づくもの（住基法 12 条の 2）
や、住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）を用いたもの（住基法 30 条の 9）、雑則の定
めるもの（同法 37 条）もあるが、**奈良市議会において奈良市は、本件での奈良市による情
報提供は、住基法 11 条 1 項によるものであったと答弁していた**とのことである。

住基法 11 条 1 項は、国又は地方公共団体の機関は「法令で定める事務の遂行のために必
要である場合」に、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち、氏名、氏名
の振り仮名、生年月日（住基法 7 条 1-3 号）と「住所」（同条 7 号）を、当該国又は地方公
共団体の機関の職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに閲覧させることを
請求できるとしている。その際には同法 11 条 2 項の所定の事項を明らかにすることが求め
られており、請求事由（同項 2 号）、住民基本台帳の一部の写しを閲覧する者の職名及び氏
名（同項 3 号）を明らかにするよう求め、「閲覧」の状況は犯罪捜査等のための請求に関す
る場合を除いて公表されることになっている（住基法 11 条 3 項）。住基法には「閲覧」の具
体的な方法を定めるところはないが、**法律制定当初より、「処理要領」**では、「閲覧を請求す
る住民の範囲は、町・字の区域等により**可能な限り限定させる**」ことになっている³。また、
後述する内閣の閣議決定では、「複写機等による複写」は同条 1 項の「閲覧」の概念を超え
ると説明されている⁴。こうした法律の規定と内規、解釈基準を参照する限り、住基法 11 条
1 項による住民情報の「閲覧」は、何らかの（憲法に違反しない）現行の法令に根拠のある
事務を遂行するために、**一定程度限定された範囲の住民の情報**を、所定の手続を踏んだうえ
で、庁舎内で「閲覧」、もしくは、手書きで転記させることを指していると考えられる⁵。本
件提供が行われた期間の奈良市における閲覧状況からも、狭い範囲に限定した地区の住民
からアンケート調査の対象者を抽出するために閲覧されている様子がうかがわれる⁶。

他方、奈良市は本件提供は国からの通知に基づいたものであるとしている。国の通知は
それに先立って行われた、先述の閣議決定を受けたものであり⁷、その閣議決定は、複写機
等による複写は住基法 11 条 1 項の「閲覧」の概念を超えるものであるため、同項では「地
方公共団体が、住民基本台帳のコピー等を提供することは認められない」が、（後述の）自

³ 法務省民事甲第 2671 号ほか「**住民基本台帳事務処理要領について**」（昭和 42 年 10 月 4 日付）「第 2 住民基本台帳」「3 住民基本台帳の一部の写しの閲覧」「(1) 国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧」「ア 請求の受理」「(7) 請求に際して明らかにさせなければならない事項」「D 請求に係る住民の範囲」32 頁。

⁴ 「令和 2 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項 総務省」10 頁以下（令和 2 年 12 月 18 日閣議決定「令和 2 年の地方からの提案等に関する対応方針」）。

⁵ 住民基本台帳を閲覧する方法は奈良市 HP では案内されていないが、筆者の居住する名古屋市の説明では、そこでの「閲覧」は「必要な住民基本台帳の一部の写しを見ること」とされている（名古屋教えてダイヤル（<https://faq.city.nagoya.jp/faq/detail.aspx?id=4>））。

⁶ 奈良市公報 99 号（令和 5 年 7 月 3 日発行）27 頁以下。

⁷ 防衛省人事教育局人材育成課長・総務省自治行政局住民制度課長「自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について（通知）」防人育第 1450 号・総行住第 12 号（令和 3 年 2 月 5 日）。

衛隊法 97 条 1 項と自衛隊法施行令 120 条の規定に基づき「防衛省から資料の提出を求められた場合には住民基本台帳の一部の写しのコピー等の提供は可能と認識」しているとしたものである⁸。奈良市も「答弁書」において、市議会で答弁したのは本件提供は住基法 11 条 1 項のみに基づいているとの趣旨ではないとしており、これらのことからすると、奈良市は、本件提供は住基法 11 条 1 項によらずに、自衛隊関係法令のみを根拠に行われたともしていることになる。

住基法はその改正により住民基本台帳の閲覧に制限を加え、その閲覧が認められる場面を完結的に限定列挙しているものと考えられる。そして、閣議決定や通知を通じて国が示した見解は、本件のような住民基本台帳情報の提供は住基法を根拠としないものとするもののように思われる。しかし、奈良市の説明は、本件提供がそこで限定列挙されている場面に該当し得るとすると同時に⁹、該当しえないともするものであり、住基法が挙げる場合のほかにも住民基本台帳情報を提供できる場合があるとするもののようである。そうすると、まず、本件提供がそもそも住基法に根拠を有するものであったのかが疑わしいものとなる。また、奈良市の説明は、住基法 11 条 1 項に依拠すると同時に、同項を根拠とできないとする閣議決定・通知にも依拠するものとなっており、本件のような態様で利用される多くの住民の個人情報、法令上の根拠を十分に検討することもなく、不用意に提供したことが疑われる。ただ、本稿では奈良市の見解に対する私見を示すことも求められていると考えられるため、本件提供を住基法 11 条 1 項に基づくものとして解する可能性と、住基法には根拠のない提供であったと考える可能性を両方を想定し、それぞれの場合の本件諸措置の問題を検討することにする。

（２）自衛隊法・自衛隊法施行令上の「資料」の提出・取得

本件提供が住基法 11 条 1 項に基づくものであったとするならば、自衛官等を募集するために住民に郵便はがきを送付することが、「法令で定める事務の遂行のために必要」だったといえるのでなければならない。また、奈良市による本件提供が（いかなる）法令上の事務を遂行するために必要だったのかは、情報を取得・保有・利用した、自衛隊奈良地本の行為の違法性にも関わるものである。奈良市は本件提供は住基法 11 条 1 項ではなく、自衛隊関係法令による請求に対応したものとする説明も同時に行っているが、いずれにしても、本件諸措置の適法性を検討するうえでは、自衛隊に関係する法令と照らし合わせての検討が求められる。

自衛隊法施行令 120 条は、自衛隊法 97 条 1 項による委任を受けて定められたものであると解される¹⁰。同項は、市町村長が「政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」とし、自衛隊法施行令 120 条は「自衛官又は自衛官候補

⁸ 閣議決定・前掲注（４）10 頁以下。

⁹ 本件提供が住基法 11 条 1 項に基づくものであったのであれば、本件提供が同期間中に行われた閲覧事例として挙げられていない（奈良市公報・前掲注（６）27 頁以下）ことは、同条 3 項に反する。

¹⁰ 自衛隊法施行令が、明文でそのように定めているわけではない。

生の募集に関し必要があると認めるとき」に、防衛大臣は「都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」としている。これらの規定は、自衛官等の募集を行う主体を定めているものと解されるが、それ以上にこれらの規定が何を定めているのかは明確ではなく、特に、自衛隊法 97 条 1 項が自衛官等の募集に関する事務として、市町村長に実際にどのような「事務」を行わせることを具体的に想定し、何を定めることを政令に委任し、自衛隊法施行令 120 条が市町村長に対して求めることができるとしている「必要な報告」・「資料の提出」とはいかなるものなのかが問題となる。自衛隊法の概説書は自衛隊法 97 条 1 項に関連する規定として自衛隊施行令 114 条以下を挙げ、それらの規定をふまえて、「募集事務の一部を都道府県知事及び市町村長に委任しています」と説明し、自衛隊法 97 条 1 項との関係で市町村が行う事務として「応募資格の調査、志願票の受理、受験票の公布、募集に関する広報宣伝等」を挙げている¹¹。これらのことからすると、自衛隊法 97 条 1 項は、**自衛官等の募集事務が、いわゆる「法定受託事務」であることを定める規定であり、自衛隊法施行令 120 条にいう市町村長への「必要な報告」・「資料の提出」の求めは、防衛大臣・自衛隊が自衛官等を志願する旨の応募をした者の応募資格に疑問をもつに至ったといった、必要な調査を行う必要性が生じた、個別・具体的な事例への対応を想定しているように思われる。同条が予定している「広報宣伝」も、「しみんだより」での案内のような広報活動であると思われ¹²、自衛隊法施行令 120 条に基づいて提供される「資料」も、個々の志願者・事例に関する限定的なものであると解される¹³。**

奈良市によれば、本件提供は、本件のような場合に住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であるとの理解を示す、先述の通知に基づいて行われたとのことである。ただ、**行政規則・通達で示されている解釈基準が法令を正しく解したものであるとは限らない。**住基法は「個人情報保護条例の下では認められない個人情報の第三者提供の特例を定めるもの」とされ、**「法律は条例に優先するから、市区町村は、条例でこの特別ルールを変更することはできない」**ことを考えれば¹⁴、**住基法に規定のない場合であっても市町村が住民基本台帳情報を提供できるとする解釈は誤っている。**また、法令の趣旨に反する解釈基準に基づいて本件提供がなされたのであれば、それを示す通知自体の取消を求めることも考えられそうであるが、**判例は、通達で示された解釈基準に裁判所は拘束されることはなく、法令の解釈適用にあたっては「通達に示された法令の解釈とは異なる独自の解釈をすることができ、通達に定める取扱いが法の趣旨に反するときは独自にその違法を判定することでも**

¹¹ 自衛隊法覚え書編集委員会編『逐条概説 自衛隊法（下）』（同委員会、2016 年）164 頁。

¹² 奈良市 HP（<https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/20/7994.html>）：2025 年 11 月 29 日最終アクセス）参照。

¹³ 自衛隊法施行令 120 条のいう「資料提出の求め」を限定的に解するものとして、本多滝夫「自衛隊への住基台帳基本 4 情報の紙媒体等提供の法的検討」桐山・本多・奥野・的場編『民主主義の深化と価値—思想・実践・法—』（文理閣、2024 年）263 頁以下<271 頁>。

¹⁴ 宇賀克也『個人情報保護の理論と実務』（有斐閣、2009 年）382 頁。

きる」としており¹⁵、通達自体には法的効果はなく、通達自体は取消訴訟の対象にもならず、通達の内容に関わらず、裁判所において関係法令の解釈が示されなければならないことになっている。また、「中嶋訴訟」では、福祉事務所長が行った当該の変更処分が国からの「次官通達」に依拠したものであったことが控訴審で認定されていたが¹⁶、最高裁は当該変更処分は違法であるとし、処分の取消を命じている¹⁷。それゆえ、**本件において奈良市が国からの通知で示されていた解釈基準に従っていたとしても、本件での奈良市の対応が関係法令に即したものであったのかは裁判所において独自に検討されなければならない、国からの通知があり、それに従ったというだけでは、本件提供が適法であったことにはならない。**

このように、本件では住基法にとどまらず、自衛隊関係法令も参照する必要がある、**自衛隊法施行令 120 条に基づいて行われるのは広報紙上での案内や、個々の志願者・事例に関する限定的な「資料」の提供であると考えられる。**本件での奈良市による情報提供が認められる旨の解釈基準も国から通知されていたが、**本件諸措置が合憲・合法であるのかは裁判所において独自に検討されなければならない。**

（３）強制力のない照会・請求に対する回答と国家賠償責任

ここまでは、本件提供と関係する、自衛隊関係法令と住基法の規定を概観してきたが、**住基法にも自衛隊法にも、自衛隊からの「資料」の提出の求めに応じることを市町村長に義務づける規定はない。**国からの提出の求めが自衛隊法施行令 120 条に基づくものであったとしても、**その請求には強制力はなく、当該の請求への対応のあり方は市町村において任意に判断されるものとなっており、住民基本台帳情報の閲覧の申出があった場合には「各市区町村は、与えられた判断の余地を活用して、自らの判断で適切な結論を出さなければならない。**そして、その結論に至った理由について説得力ある説明ができなければならない」とされている¹⁸。「前科照会事件」判決¹⁹で問題となった弁護士会からの前科等の照会は弁護士法 23 条の 2 に基づくものであったが、**最高裁は、自治体がそれに「漫然と」応じたことを国家賠償法上の違法行為であるとした。**このことは、当該の情報の取扱いが法令上の根拠

¹⁵ 最三小判 1968 年（昭和 43 年）12 月 24 日民集 22 卷 13 号 3147 頁。

¹⁶ 福岡高判 1998 年（平成 10 年）10 月 9 日民集 58 卷 3 号 724 頁。

¹⁷ 最三小判 2004 年（平成 16 年）3 月 16 日民集 58 卷 3 号 647 頁。曾和俊文「行政立法（２）通達・裁量基準」法学教室 375 号（2011 年）70 頁以下<72 頁以下>。なお、この事件において控訴審は、先述の通達があったことから、福祉事務所長が本件変更処分が違法であることを認識することが可能であったとはいえないとして、国家賠償法上の故意・過失は認めなかった（この判断は高裁で確定）。本件において奈良市が挙げているような通知があったことも、奈良市と自衛隊奈良地本における「故意・過失」の成否にかかわるものにとどまると思われる。本稿では本件諸措置の国家賠償法上の違憲性のみを扱っており、「故意・過失」の成否の検討は割愛しているが、国からの通知に基づくものとしての本件提供に故意または過失がなかったのかは、別途の検討を要する。また、奈良市が本件提供を住基法 11 条 1 項に基づくものと考えていたのであれば国の通知とは違う認識に拠っていたことになり、市の故意又は過失は容易に認定されうることになるだろう。

¹⁸ 宇賀・前掲注（14）383 頁。

¹⁹ 最三小判 1981 年 4 月 14 日（昭和 56 年）民集 35 卷 3 号 620 頁。

を見出しうるものであったとしても、そのこと自体は国家賠償法上の責任を否定するものではないことを意味しており²⁰、仮に本件請求が自衛隊関係法上の根拠を有するものであったとしても、**奈良市がその請求に対して「漫然と」応じたのであれば、国家賠償法上の責任が奈良市に生じる余地がある**²¹。同判決はさらに、傍論ながら、裁判所から前科等の照会を受けた場合であっても前科等を回答し得るのは一定の場面に限られることを確認しており、同事件と本件には異なる点もあるとはいっても²²、当該事例での請求・照会に応じてよいかは、都度検討されなければならない。以上のことから、本件請求が法令上の根拠を有するものであったとしても、**それに応じたことの国家賠償法上の違法性は問題となる**。

(4) 小括：本件の法令上の位置づけ

以上のように、奈良市による本件提供が住基法 11 条 1 項に基づくものとして行われたのであれば、**本件提供は法令上の事務を遂行するために必要であったといえなければならない**。そして、本件提供が住基法 11 条 1 項ではなく、自衛隊関係法令自体を根拠として行われたのであったとしても、どちらにしても、本件提供を自衛隊法 97 条 1 項・自衛隊法施行令 120 条に基づくものとしてよいかが問題となる。**特に、防衛大臣が提出を求めることのできる「資料」が、住民基本台帳に記録されている情報を含み、さらに、一定の年齢を超えた、すべての住民の個人情報までも含む概念であるかが問題となる**。最高裁の判例にしたがえば、国が示した解釈基準に従っていただけでは奈良市による本件提供は合法とはされえず、その対応の合法性は、裁判所において改めて検討されなければならない。さらに、法令に根拠がある請求に応じた場合であっても、**強制力のない求めに応じた情報提供が違法とされる可能性があり、奈良市において「漫然と」提供の求めに応じたものではなかったかが問題となる**²³。国側においても、**自衛隊奈良地本が、奈良市によって違法に提供された個人情報を取得していたのであれば本件取得とその後の保有も違法であり、違法に取得・保有するに至った情報を用いた利用も違法となる**。本件では奈良市と国（自衛隊）の責任がそれぞれ問題となっており、自衛隊の対応は違法ではなくても、奈良市の対応は違法とされる可能性（また、その逆も）考えられ、両主体の行為の違法性がそれぞれに検討される必要がある。

2. 本件で求められる検討の枠組み

(1) 憲法上の位置づけ

²⁰ 宇賀克也『新・個人情報保護法の逐条解説』（有斐閣、2021 年）476 頁。

²¹ その意味で、本件提供を求めた国の行為には国家賠償法上の責任が認められないとしても、奈良市にはその責任が認められるということもありうる。

²² 本件では「前科」のような個人情報が提供されているわけではないという違いはある。また、法令に反する措置があった場合に、国賠法上も違法になるかは別途の検討を要することであるということもある。

²³ 「前科照会事件」では、「漫然と」弁護士会の照会に応じて、「犯罪の種類、軽重を問わず、前科等のすべてを報告」したことが問題とされたが、本件では、それとは別の意味で「漫然」とした対応でなかったかを検討することになる。

先にも述べたように、本件では直接的には自衛隊関係法令や住基法と本件諸措置の関係が問題となる。その一方で、本件において原告は、本件での住民基本台帳情報の取扱いが憲法に反すると主張している。既に判例も「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」が**憲法上保護される**としており、その保護は実質的には個人情報の保有に対しても及ぶと解されている²⁴。本件では公的機関が個人の情報を扱っており、原告の述べる通り、**本件は憲法上の権利とも関係する事例である。**

公的機関による個人情報の取扱いが違憲とならないためには、いくつかの要件が満たされている必要があり、当該の措置に具体的な法律上の根拠があることは、その一つである。法律による授權が必要なのは、まず、法律は公的機関の措置が合法となるための要件を文章化しているものであり、裁判所が客観的な基準に基づいて当該措置の合法性を審査するうえで不可欠なものであるからである。また、**法律は、有権者を代表する機関である国会が制定するものであり、高度な民主的正統性を有するものである**²⁵。個人情報を公的機関が扱う場合には、「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」を制約することになり、それが正当なものであるためには、個人情報の提供・取得・保有・利用といった、**それぞれの措置を明確に認める法律上の根拠が必要**である。**それによって、憲法上の権利の保護の実効性と、憲法上の権利の制約の民主的正統性が確保されなければならない。**

そして、その法律の内容も、憲法上の権利を十分に保護し得るものとなっている必要がある。命令への委任規定を含む法律であれば、そこでの**委任の趣旨が具体的なものでなければならない**。命令を受けた受任命令も、**法律によって委任された範囲から逸脱するものであってはならない**。命令への白紙委任や法律に反する受任命令は、**国会を国の唯一の立法機関とする憲法 41 条に反し、最高裁の判例では受任命令の合法性を慎重に審査する姿勢がみられる**²⁶。さらに、**法律や命令による憲法上の権利の制限が過度・広汎なものであってはならず、そこでの制限の態様自体も憲法に反するものであってはならない**。憲法に反しない内容である法令の解釈・適用も適正なものでなければならず、法令上正当化できないやり方で公的機関が個人情報を扱っていれば、法令の解釈・適用が誤っていることになり、憲法上の権利の制限としても憲法に反するものとなる。当該法律が憲法上の権利の保護に反する解釈・適用を可能にするものとなっているのであれば、当該法律自体が憲法に反していること

²⁴ 「マイナンバー」判決（最一小判 2023 年【令和 5 年】3 月 9 日民集 77 卷 3 号 627 号）における検討は、特定個人情報の法律に基づく取扱いの規律にも及んでいる（拙稿「判批」判例評論 793 号（判例時報 2616 号）（2025 年）156 頁以下）。齊藤邦史「判批」新判解 Watch 33 号（2023 年）23 頁以下＜25 頁以下＞参照。

²⁵ 立法過程では与党だけでなく野党も議論に参加することも、法律の民主政的意義を高めるものである。さらに、命令とは異なり、法律の改正は、任務を遂行する各部署において容易に行えるものではない。

²⁶ 「児童扶養手当法施行令違法」判決（最一小判 2002 年【平成 14 年】1 月 31 日民集 56 卷 1 号 246 頁）、「地方自治施行令違法」判決（最大判 2009 年【平成 21 年】11 月 18 日判時 2065 号 12 頁）、「薬事法施行規則違法」判決（最二小判 2013 年【平成 25 年】1 月 11 日民集 67 卷 1 号 1 頁）など。

になる。このように、憲法上の自由を制限する法律の合憲性を検討するうえで重要なのは、当該規定の目的と手段の関連性にとどまらない。委任法律・受任命令の問題、法令による憲法上の権利の制限の合憲性、法令の解釈・適用の妥当性、法律が憲法に反する解釈・適用を認めるものとなっている可能性など、多角的な検討が求められる。

以上のことからすれば、本件諸措置の問題は、住基法や自衛隊関係法令上の問題にとどまるものではなく、憲法上のものでもある。まず、それらの法律が本件において適用し得るものであるのかが検討されなければならない。**それらが本件での根拠規定たりえないのであれば、その時点で本件諸措置は違憲である。**他方、根拠規定とし得るのであれば、その内容の合憲性が問題となる。自衛隊施行令 120 条を根拠とするのであれば、自衛隊法 97 条 1 項による命令への委任のあり方と、受任命令としての自衛隊施行令 120 条の自衛隊法 97 条 1 項との整合性が問題となる。それらの法令の内容が憲法上の権利と整合し得る、また、憲法に反しない内容のものとして解釈され得るのであれば、本件での諸措置と関係する法令との整合性が問題となる。各種法令と整合的でない解釈・適用によって本件諸措置が行われているのであれば、憲法上の権利の制限を合憲とするものであったはずの法令に反することになり、憲法にも違反することになる。そして、憲法に違反するような適用が可能な法令なのであれば、結局は、当該の法令が憲法に反しているということになる。

(2) 個人情報の要保護性

① 先例において取扱いが問題となった個人情報

先に述べた通り、本件においては、本件での原告の個人情報の取扱いの合法性と合憲性のそれぞれが問題となるが、それらをどの程度慎重に検討すべきかは、当該の事例の状況によって変わる。判例において取扱いの合憲性・合法性が問題となった個人情報の種類は様々であり、「プライバシー」の保護について検討した最初の事例とされる「京都府学連事件」判決²⁷は、「容ぼう」の保護について論じたが、その後も、「前科」等は「人の名誉、信用に直接かわる情報」とされ²⁸、「指紋」には「万人不同性」・「生涯不変性」が指摘されている²⁹。その一方で、氏名、性別、生年月日、住所といった単純個人情報の要保護性は先に挙げたものと比べて低いようにも思われるところである。**しかし、扱われているのが単純個人情報であるとしても、それを扱っているのが公的機関である以上は、それらの措置の憲法上の問題は検討されるべきであるはずである。**当該の情報自体の要保護性が高いものとは考え難い場合に、その取扱いの合憲性がどのように検討されなければならないかは問題となる。

② 住民票データの要保護性：「住民票データ流出事件」

関係事例としては、住民票データの売却の問題を扱った国家賠償請求訴訟がある。「住民票データ流出事件」において大阪高裁は³⁰、住民基本台帳のデータが「明らかに私生活上の

²⁷ 最大判 1969 年（昭和 44 年）12 月 24 日刑集 23 巻 12 号 1625 頁。

²⁸ 最三小判 1981 年（昭和 56 年）4 月 14 日民集 35 巻 3 号 620 頁。

²⁹ 最三小判 1995 年（平成 7 年）12 月 15 日刑集 49 巻 10 号 842 頁

³⁰ 大阪高判 2001 年（平成 13 年）12 月 25 日判例地方自治 265 号 11 頁。同判決に対する上告は不受理となっている（最一小決 2002 年【平成 14 年】7 月 11 日判例地方自治 265 号 10

事柄を含む」、「一般通常人の感受性を基準にしても公開を欲しないであろうと考えられる事柄」であり、「いまだ一般の人に知られていない事柄」でもあるとして、住民票データの性質について説明している。

同判決は住民票データの管理・利用の法制度面で、住基法において「住民票データは、個々の住民のプライバシーに属する事項であるとして保護されており、またそのように運用されている」ことを指摘する。加えて、住民票データの管理・利用が適切になされない場合に生じうる不利益についても述べており、本件データが不正に利用されたり、同データを利用した業者等から商品の勧誘を受けたり具体的な被害があったことは立証されていなくても、データがインターネット上に流出し、一定期間インターネット上でその購入を勧誘する広告が掲載されるという状態に置いたこと自体によって、権利侵害があったというべきであるとしている。これは、住民票データの扱われ方と、それに伴う不利益も考慮されるべきであるとするものであろう。

本判決を参照しているのは、単純個人情報のような、一見すると要保護性の低い情報の取扱いの適法性をどのように検討すべきかという関心によるところであるが、本判決は、住民基本台帳のデータは「転入日、世帯主名及び世帯主との続柄も含む」ものであることを指摘しており、そうした情報を含む住民票データの要保護性がもともと低くないことを指摘するものである。その一方で、「氏名、性別、生年月日及び住所」自体は、「社会生活上、被控訴人らと関わりのある一定の範囲の者には既に了知され、これらの者により利用され得る情報」であるとするにとどまっている。ただ、この事件では家族構成も含むデータの流出が問題となっており、氏名、性別、生年月日及び住所自体の要保護性を高いものとしなかった部分は傍論として位置づけられる。それゆえ、本判決は、氏名、性別、生年月日及び住所の取扱い自体が問題となる場合には別途の検討をすることを排除するものではない。

ここでみた「**住民票データ流出事件**」高裁判決の意義は、一つには、**一見すると単純個人情報にも思われる住民票データの要保護性を低いものとするに慎重な姿勢を示したことである**。他方で、氏名、性別、生年月日及び住所の要保護性を高いものとはしなかったが、この説示は傍論にあたると思われ、「基本四情報」のみが漏えいした場合に別途の検討を行うことを排除するものでもない。本判決は住民票データが適切に管理・利用されるべきことを指摘しており、仮に「基本四情報」のみの取扱いが問題になった場合には、改めて、これらの情報の扱われ方を法的な問題として検討することになると考えられる。

③ 「基本四情報」の取扱いの重要性

家族構成までは含まない個人情報の提供が問題となった事例としては、「講演会参加者名簿提出事件」がある。この事件では、講演会参加者の学籍番号、氏名、住所及び電話番号を、私立大学が警察に提供したことが問題となった³¹。**この判決において最高裁は、これらの情報が「単純な情報であって、その限りにおいては、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いも**

頁)。

³¹ 最二小判 2003 年（平成 15 年）9 月 12 日民集 57 巻 8 号 973 頁。

のではない」とはしながらも、「このような個人情報についても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくない考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものである」ため、本件個人情報はプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるとしている。そして、「このようなプライバシーに係る情報は、取扱い方によっては、個人の人格的な権利利益を損なうおそれのあるものであるから、慎重に取り扱われる必要がある」として、本判決は、その取扱いのあり方の法的問題を検討し、結論としても不法行為の成立を認めるものとなっている。

同事件では学籍番号も提供されており、また、「講演会に参加した」という情報の提供の問題とする余地もあったように思われるが、本判決の調査官解説は、この事件で提供されたのは「本来一定範囲の他者には当然開示すべき単純な個人情報や特に秘匿されるべきものとはいえない情報」³²であったとしており、**この事件を単純個人情報の保護が問題となった事例として位置づけている**。そうした情報がプライバシーとして保護されるためには、「個人の私生活上の事実又は情報で、周知のものでないこと」と、「一般人を基準として、他人に知られることで私生活上の（生活における心の一原文）平穏を害するような情報であること」が必要であるとしている。そのうち「私生活上の平穏」との関係では³³、「プライバシー侵害の不法行為が成立するためには、プライバシーに該当する情報が一般人の感受性を基準にして私生活上の平穏を害するような態様で開示されることが必要である」と述べている。その点、この事件では、当該情報が「警察機関に開示されることに推定的同意を定型的に認められるかは疑問」であるとして、**「少なくとも、定型的な違法性の判断としては、本件開示の違法性は肯定されるべき」**としている³⁴。このように、「講演会参加者名簿提出事件」判決の調査官解説は、**同事件で警察に提供されたのが特に秘匿されるべきものとはいえない情報であったとはしながらも、その提供のあり方の問題は一般人・一般人の感受性を基準にして検討される必要があるとの見解を示していた**。

ほかにも、ネットワーク上での「本人確認情報」の取扱いの問題を扱ったものとして「住基ネット」判決がある³⁵。住基ネットで管理、利用等される「本人確認情報」は氏名・生年月日・性別・住所に、住民票コードと政令で定める、転入等の「変更情報」を加えたものである。そこで扱われる情報について、本判決は「個人の内面に関わるような秘匿性の高い情報とはいえない」などとしている。そして、不当に³⁶本人確認情報が扱われる具体的な危険性は生じていないとしながらも、その一方で、違法な漏えい等に対する制裁や住基ネット

³² 杉原則彦「判批」最判解民事篇平成15年度（下）478頁以下<492頁>。

³³ 私事性と非公知性については、本件講演会への参加を希望したという情報が「公開されることが当然とされる情報」ではなく、本件個人情報は周知されていたものでもないとしている（杉原・前掲注（32）489-490頁。）。

³⁴ 杉原・前掲注（32）490-491頁。

³⁵ 最一小判2008年（平成20年）3月6日民集62巻3号665頁。

³⁶ 本判決は、住基ネットによる本人確認情報の管理、利用等の「目的に利用される限りにおいては、その秘匿性の程度は本人確認情報と異なるものではない」としている。

の運用を監督する各種機関が設置されているなど、「本人確認情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じていること」を確認しており、そこでの検討は一定程度慎重なものであったといえる³⁷。「住基ネット」判決がなぜそのような検討を行ったのか、行う必要があると考えたのかは、判決からも調査官解説³⁸からも読み取れないが、学説では、住基ネットを用いた本人確認情報の取扱いには、本人が関与できないままに個人情報扱われるという特質が指摘されている³⁹。他にも、学説で主張されているような「情報自己決定権」が、「情報それ自体の価値でなく、人格的自律を脅かすような結合、利用からの保護にある」として検討を進めるものもある⁴⁰。このように、「住基ネット」判決の特徴は、それ自体としては要保護性が高いとはされなかった「本人確認情報」が不当に扱われる具体的な危険が生じているかを、一定程度慎重に検討した点にある。「住基ネット」判決が述べなかった部分も学説も参照しながら推測するならば、当該情報自体の要保護性が高くないと考える余地がある場合であっても、当該個人情報の取扱いに対する本人の関与の可能性と、当該個人情報の利用が「人格的自律」を脅かすおそれにも配慮することが求められているといえる。公的機関による個人情報の取扱いはネットワーク上でのものに限られず、本人のあずかり知らないところで、個人情報が本人の人格的自律を害し得る態様で利用等されることの問題一般は、判例においても認識されていると考えられる。

ここで挙げた事例では学籍番号、住民票コード、また、当該の講演会に参加したことを示すものとしての性格ももつ情報も扱われていたが、いずれについても最高裁は、それぞれの事例で扱われていた情報自体は保護の必要性が高いものとはしていない。それでも、そうした情報の取扱を違法としたり、違法・違憲とはしないまでも、一定程度の慎重な審査に服せたりしている。現在の判例上は、扱われているのが氏名や住所といった比較的単純な情報であるからといって、それらの取扱いが簡単に認められているわけではない⁴¹。

④ 小括：個人情報の要保護性

先に述べた通り、「前科」等とは異なり、一見するとそれ自体としての要保護性は高くないようにみえる情報であっても、そうした情報を公的機関が保有・提供等している場合には、

³⁷ 山本龍彦「判批」長谷部・石川・穴戸・小島編『憲法判例百選Ⅰ〔第8版〕』（有斐閣、2025年）36頁以下<37頁>。

³⁸ 増森珠美「判批」最判解説民事篇平成20年度141頁以下。

³⁹ 穴戸常寿『憲法解釈論の応用と展開〔第2版〕』（日本評論社、2014年）23頁、山本・前掲注（37）37頁。

⁴⁰ 小山剛「単純個人情報の憲法上の保護 住基ネット訴訟」論究ジュリスト1号（2012年）118頁以下<124頁>。

⁴¹ ここで取り上げた事例には、私人による個人情報の取扱いが問題となったものも含まれている。最高裁の調査官は、この分野での私人の行為と公的機関の行為を区別しない傾向にあり、本稿でもそれに倣ったが、本来、両者は区別されるべきである（拙稿・前掲注（24）157頁以下）。ただ、本件のように公的機関が個人情報を扱っている場合にはそこに「同意」を觀念することは難しく、私人に求められることは公的機関にも一層求められるため、私人による個人情報の取扱いが問題となった事例は本件においても参照になりうる。

それらの合憲性・合法性の検討が求められる。判例は、住民票に記載の個人情報保護を要する情報であるとし、氏名や住所といった比較的単純な個人情報の取扱いの妥当性も、当該事例の状況次第では慎重に検討している。それゆえ、当該事例での個人情報の取扱いの妥当性は、当該情報の内容だけで判断できるものではなく、その取扱いの状況も考慮したうえで慎重に検討される必要がある。「住基ネット」は住基ネットを運用するための法律の合憲性が問われた事例であったが、「講演会参加者名簿提出事件」の後には個人情報保護法が制定されており、「**特定の個人を識別しうる情報**」であれば、**基本四情報の取扱いであっても法律上の規律を受けるようになっている**。また、住民基本台帳に記載の情報も、以前は自由に閲覧できていたのに対し、現在ではその閲覧には制限が加わっている。個人情報の取扱いの法的問題を検討するうえでは、そうした現在の法状況やその根底にある考え方も考慮されなければならない。

（３）個人情報を用いた勧誘に対する保護

個人情報の不適切な取扱いがもたらす不利益としては、適切に扱われるという「合理的な期待」が「裏切られる」ということに加えて、提供（流出）した情報の利用によって生じるものもある。個人情報を用いた勧誘・宣伝はその一例であり、個人情報の流出が問題となった事例においても、その利用状況への言及がしばしばみられる。先述の「住民票データ流出事件」において大阪高裁は⁴²、データが流出し、それらが名簿業者に販売され、販売された名簿を販売（転売）する旨の広告がインターネット上に掲載され、名簿販売業者から原告らのデータが回収されたかが不明であるという状態に置いたことを権利侵害とした。本判決は、流出した本件データの不正な利用や、「同データを利用した業者等から商品の勧誘」といった具体的な被害があったこと、さらにはデータを購入した名簿販売業者や結婚相談事業者、婚礼衣装業社等がそれらのデータを「検索して閲覧したこと」等は、原告らが「一切主張・立証していない」と指摘したが、この説示は、原告らの「データを利用した業者等から商品の勧誘を受ける等の具体的な被害」を原告らが立証していたならば、それも考慮したことを推測させるものである。そのため、本判決は、提供された個人情報を使っただけの勧誘は、本人に対して一定程度の不利益を生じさせるとみているものと思われる。

ベネッセ社が保有する個人情報漏えい事件における差戻後控訴審では⁴³、ダイレクトメールや勧誘の電話が現実には増加したという主張がなされていないことが指摘されながらも、「具体的に名簿利用による勧誘や電話により日常生活に支障を及ぼすなどの損害が発生したときには、それが本件漏えいと相当因果関係のある損害であることを立証して損害賠償請求できる」としている。さらに、「それに至らない場合であっても、本件個人情報を利用する他人の範囲を控訴人が自らコントロールできない事態が生じていること自体が具体的な損害」であるとしている。漏えいした個人情報を使った勧誘や電話がなされた場合に損害賠償を請求できるとした部分は傍論として位置づけられるものと思われ、同事件では

⁴² 大阪高判 2001 年（平成 13 年）12 月 25 日判例地方自治 265 号 11 頁。

⁴³ 大阪高判 2019 年（令和元年）11 月 20 日判時 2448 号 28 頁（確定判決）。

500 社を超える名簿業者等に情報が漏えいしたという発表があったという事情もあったが⁴⁴、いずれにしても、「ベネッセ事件」差戻後控訴審判決では、名簿を使った勧誘等に至った場合には情報の漏えい元に法的責任が発生することになり、そのような勧誘に至らなかった場合であっても、その利用範囲を本人がコントロールできないこと自体が、法的責任を発生させ得る不利益とみなされているといえる。

他方、エステ会社の保有する個人情報流出した事件の地裁判決では⁴⁵、「いわゆる迷惑メール、ダイレクトメール及びいたずら電話等……の相当部分は、本件情報流出事故により何らかの方法で本件情報を取得した者によって送信、送付等がされたもの」であると認定された。そして、「このように本件情報が実際に見知らぬ者らによって不当に利用されたこと（いわゆる二次流出あるいは二次被害一判決）によって」、「原告らの不安が現実化し、各原告らは、一層大きな精神的苦痛を受けたものと認められる」とした。もっとも、この事件で流出した情報は氏名等の情報にとどまらず、「原告らに関心を有していたコース名、回答の内容等」も含んでおり、本判決も提供された情報が「純粋に私生活上の領域に属する事柄であって、一般に知られていない事柄でもある上、社会一般の人々の感受性に照らし、他人に知られたくないと」考えるのは「自然」であり、「これらの情報全体がプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるものというべきである」としている。このように、この事件では漏えいした個人情報の要保護性自体が低くなかったといえるが、ダイレクトメール等が送付されたこと自体が、原告らに精神的苦痛を生じさせる「二次被害」ともなりうるとの理解が示されている。

ここで取り上げた事例において漏えいした個人情報の性質には違いもあり、また、それらの情報が勧誘等で使用されたのかが立証されていないとした判決もあった。しかし、これらの判決からは、国内の裁判所においては提供・漏えいされた情報が勧誘等で実際に使用されたのかがまず確認され、それが確認できれば本人が精神的苦痛を受けたことが認められ、そうした利用が確認・立証されていなくても、本人における権利侵害の発生を認める場合があることがわかる。これらの事件では情報の流出が問題となっており、流出した情報を利用した主体が被告となっていたわけではないが、違法に提供された情報を取得して利用したのであれば、個人情報を取得・利用した側の行為の違法性も問題となりうると考えられる。

（４）小括：本件で求められる検討の枠組み

以上のことから、**本件では憲法上の権利の制限の妥当性が問われ、住基法や自衛隊法関係法令が、本件諸措置の根拠となり得ないのであれば、本件諸措置はその時点で違憲となる。**自衛隊関係法令が本件での個人情報の取扱いを正当化できないのであれば、本件諸措置

⁴⁴ その一方で、「関係する業者からは価値のある情報として有望視されることは避けられないもの」とされ、当該個人情報を取得した主体にとっては価値のある情報であったことが指摘されていることは、本件とも密接に関連すると思われる。

⁴⁵ 東京地判 2007 年（平成 19 年）2 月 8 日判時 1964 号 113 頁。本稿で言及している点は控訴審（東京高判 2007 年【平成 19 年】8 月 27 日判タ 1264 号 299 頁）では争点にならず、同事件は高裁判決で確定している。

は法令上の根拠を欠き、法令で定めているとはいえない事務のために行われていたことになり、住基法 11 条 1 項によっては正当化できないものとなる。自衛隊関係法令自体は法律上の根拠とはなりえない場合に本件提供が法律上の根拠を欠くものとなることは、本件提供が住基法 11 条 1 項ではなく、自衛隊関係法令自体を直接の根拠とするものであったとしても同様である。**本件提供が法令上の根拠を欠いているのであれば、奈良市による本件提供は、「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」を保障する憲法 13 条違反となる。**

他方で、それらの法令が本件において適用し得るものなのであれば、その場合の検討課題は、「別紙」に挙げた通り多岐にわたる。根拠となる法令の内容が問題となり、まずは、自衛隊法 97 条 1 項が、住民基本台帳に記載の大量の個人情報を市町村長に提供させることを予定している規定であったのであれば、「**資料**」等の提出の求めについての詳細の定めを政令に委任していることが白紙委任にあたらないかが、**国会が立法することを求める憲法 41 条との関係で問題となる。**また、受任命令としての自衛隊施行令 120 条の合法性・合憲性も問題となり、そこで規定されていることが法律によって委任された範囲を逸脱していないか、自衛隊法施行令による個人情報の提供には歯止めがかけられているか、も問われる。判例では委任法律と受任命令の整合性を厳格に検討する傾向もみられるため、本件においても同様の検討が行われる必要があり、法律によって委任された範囲を逸脱した命令も、国会が国の唯一の立法機関であるとする憲法 41 条に反するものとなる。**自衛隊法施行令 120 条が個人情報の提供に歯止めをかけられておらず、かつ、そのような政令であっても自衛隊法 97 条 1 項に反しないのであれば、自衛隊法 97 条 1 項自体がそうした個人情報の扱いを黙認しているものであることになり、自衛隊法 97 条 1 項自体が違憲となる。**住基法 11 条 1 項によって、「**法令で定める事務の遂行のために必要**」といえさえすれば、いかようにも住民基本台帳情報を提供してよいとするのは住基法の沿革に反するものと思われるが、そのような解釈を行い得るとするのであれば、同項は違憲であることになる。こうした憲法に反する法令を本件提供が根拠としていたのであれば、**奈良市による本件提供は違法・違憲である。**関係法令、特に自衛隊関係法令を限定的に解釈することで、個人情報の提供が認められる場面を解釈を通じて限定するという方法も考えられるが、その場合には、そうした解釈が裁判所によって明示される必要があるとともに、その解釈が当該条項に手がかりのあるものでなければならない。法律上の手がかりのない限定「解釈」は、裁判所による法の書換えとなる。さらに、法律の定める手続と、解釈上導出される要件を本件諸措置が満たしているかも問題となる。解釈上求められる要件に反する形で本件で個人情報が扱われていたのであれば、当該の措置は違法であるとともに、当該の法令上の規定は憲法上求められる要件を内在しないものとして扱われていることになり、当該法律が憲法に反することにもなる。

これらの検討に求められる厳格さは当該の事例の状況によって変わり、まずは、本件で扱われている情報の要保護性が問題となる。ただ、これまでの判例において、当該事例での個

個人情報の保護のあり方は、当該情報の内容だけで判断されているわけではなく、その取扱いの状況も考慮されている。国内の判例上は、提供された情報を本人がコントロールできる状況であったか、提供された情報が本人への勧誘等に利用されたか、また、勧誘等はいかなる性質をもつものであったか、さらに、提供された情報が本人への勧誘等に利用されていなかったとしても、本件の状況が原告に精神的苦痛を生じさせるものでなかったか、の検討が求められる。

このように、公的機関による個人情報の取扱いが問題となっている本件では、その一般法上の違法性にとどまらず、そうした法律の合憲性をはじめとした、憲法上の問題の検討も求められる。国内の判例に従うならば、**提供された個人情報自体の内容にかかわらず、個人情報の外部への提供と、提供された情報の利用方法が本人にどのような精神的苦痛を与えるものであるかが、社会通念にも照らしながら検討されなければならない。**そして、そうした利用態様の問題はそれを可能にした情報提供の違法性の判断にも関連する。

3. 本件へのあてはめ

(1) 扱われている個人情報の要保護性

奈良市によれば、本件で奈良市が提供していたのは募集対象者の氏名、住所、生年月日、性別、であったとのことである。これらは、いわゆる「基本四情報」であり、**それ自体としてのプライバシー性は高いと言い難い情報である。**しかし、国内の判例においては、**そうした情報の取扱いであっても、その取扱いの態様等が考慮されている。**それゆえ、本件において提供等されたのが住民基本台帳情報であったとしても、その取扱いが直ちに広く認められると考えるのは早計である。

(2) 当該措置の、権利制限としての重大性

本件では自衛官・自衛官候補生の募集事務のために住民基本台帳情報が提供・利用されており、本件原告には自衛官等の募集・採用を案内する郵便はがきが配達されたということである。国内の判例では、提供・漏えいされた情報が勧誘等で用いられていなくても本人に精神的苦痛が生じうるとされており、学説でも具体的な害悪が発生していない段階での権利保護の必要性が論じられているが、**本件では、それらが実際に利用されたことが明らかになっている。**そのため、本件は、本人にとっては既に具体的な害悪が発生していた事例として位置づけられ、**それらが立証されていなかった場合に比べて、原告の権利利益の保護が求められる事例といえる。**

次に問題となるのは、本件で提供・取得された個人情報を使って、自衛隊への入隊を案内する郵便はがきを送付するというのが、本件原告のような者も含めた受け手に、どのような意味をもちうるかである。法律上、自衛隊は「国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務」とするものである（自衛隊法2条1項）。そして同法52条は隊員に「事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に努め」ることを求めている。さらに、同法88条は防衛出動を命じられた自衛隊は、「わが国を防衛するため、必要な武力を行使する

ことができる」としている。これらの規定からすれば、自衛隊法上、自衛官等は身体を犠牲にし、必要な場合には「敵」の身体に危害を加え、殺害を行うことも求められているといえ、国内では高校生を対象とした就職勧誘活動において学校を介さずに、自衛隊から本人に直接勧誘がなされないような方法をとるよう努めてきた様子がうかがえるのも、そのためと思われる。また、徴兵制をとる国において「良心的兵役拒否」の仕組みをとる例がみられるのも、こうした部隊への参加が個人の思想・良心と密接に関係していることを客観的に示すものである。これらのことから、自衛隊法が自衛官等に求めていることは個人の思想・良心に深くかかわる事柄であることがわかる。そうした認識は自衛隊法から導出し得るものであり、社会通念上も一定程度共有されうるものであるといえる。そして、そうした部隊の勧誘にも、個人の思想・良心に関わる固有の問題があるといえる。

自衛隊の国内法上の位置づけという点では、日本国内では自衛隊が日本国憲法に反する存在であるとする考えも根強い。最高裁の判例上も、日本国憲法上、日本国には「固有の自衛権」はあるとはされており、そのために米軍を日本国内に駐留させることも「一見極めて明白に違憲無効」であるとまではされていないものの⁴⁶、**自衛隊が憲法に適合的な部隊であると明示したことは、これまでのところ一度もない。**自衛隊と日本国憲法との整合性に確証が得られていないのは、最高裁の判例においても同様である。こうした国内の状況からすると、**自衛隊への入隊の勧誘は法令上の正当性に疑いを残している役務の勧誘ということもでき、それを、ある種の非合法・反社会的な活動の勧誘とを感じる者がいてもおかしくはない。**その募集・採用を案内する郵便はがきは「迷惑メール」類似のものとなりえ、また、その送付は、提供された情報がもたらす「二次被害」となりうる。

このように、まず、本件では、実際に自衛官等の募集・採用を案内するはがきが届けられたことが明らかになっている。本件での勧誘がもつ意味を考えると、自衛隊の任務を自身の思想・良心にそぐわないとする観念や、非合法・反社会的なものとする観念が生じうるという認識は、一般人を基準にしても成立し得る。自衛隊への入隊を勧誘する郵便はがきが届けられることは、一般人を基準に考えても精神的苦痛を生じさせうる。そうした入隊に少しでも関心がある者として扱われることは、本人の人格的自律も害し得るものとなる。原告を含むすべての募集対象者が本件提供・利用に同意していたと推定するのは困難であり、本件では「除外申請」の受付を開始してから、年末年始も含めた、わずか約半年後に本件情報が提供されており、本人の気づかぬうちに情報が提供されていた可能性も十分にある。本件で提供（取得）・利用された情報自体は単純個人情報であったとしても、その合法性・合憲性は慎重に検討されなければならない。

（３）本件の場合

本件では奈良市と国が原告の個人情報を扱っており、いずれも公的機関によって個人情報情報が扱われている。これらの行為は憲法上の正当性を要するものであり、法律上の根拠と、その内容が適正であることを求めるものである。本件では自衛隊奈良地本が奈良市長に対

⁴⁶ 最大判 1959 年（昭和 34 年）12 月 16 日刑集 13 巻 13 号 3225 頁（「砂川事件」判決）。

して情報の提出を依頼したのちに、奈良市と自衛隊奈良地本が住民基本台帳の一部の写しの提供に関して「覚書」を締結し、それを受けて奈良市が自衛隊奈良地本に原告を含む募集対象者の個人情報を紙媒体で提供し、そこで提供された情報を用いて自衛官等を募集する郵便はがきが送られている。それゆえ、本件では、①奈良市が情報を提出したこと、②国が奈良市から情報を取得したこと、③国がその情報を保有していること、④奈良市から取得した情報を国が利用したこと、の、それぞれの違法性・違憲性が、先に示した理由から厳格に検討されなければならない⁴⁷。これらの点について、以下では、先に述べたことを確認しながら詳しくみることにしたい。

① 奈良市による本件提供の法律上の根拠の有無

本件提供が住基法 11 条 1 項に基づくものであったのであれば、本件での奈良市による情報提供は、自衛隊関係法令の定める事務の遂行のためのものであったのでなければならない。先述したところを改めて確認すると、自衛隊法 97 条 1 項は自衛官等の募集を法定受託事務とし、自衛隊法施行令 120 条は、自衛官等の募集に際して「資料」を提出するよう、防衛大臣が市町村長に求めることができるとしている。そこで想定されているのは、限定的な事例・個人に関する個別の資料の提供であると思われ、本件のような一定期間に出生した全住民の情報を提供するよう求めることまでは想定されていないものと考えられる。自衛隊法施行令 120 条は、多くの住民の個人情報を取り扱う根拠となる規定にしては概括的に過ぎ、本件諸措置の合憲性・合法性が慎重に検討されるべき本件においては、本件での提出の求めの根拠規定とはしえない。国が通知において示している解釈基準が自衛隊関係法令を法律上の根拠として位置づけていても、法令の内容は別途検討しなければならないとするのが判例であり、そうした解釈基準が国から示されていたこと自体は、自衛隊法施行令 120 条と自衛隊法 97 条 1 項の解釈を変えるものではない⁴⁸。これらのことからすれば、本件提供は自衛隊関係法令上、想定されていないものであり、法令上の根拠を欠くものといわなければならない。住基法 11 条 1 項にいう「法令で定める事務」のためであるともいえず、また、自衛隊関係法令を直接の根拠とするものとも解しえない。加えて、住基法 11 条 1 項にいう「閲覧」は庁舎内での「閲覧」と手書きによる転記までを意味するものと解され、本件提供は同項のいう「閲覧」（させること）にも該当しない。住基法は住民基本台帳情報を提供できる場面を完結的に規定しているものと解され、住基法自体が予定していない場合にまで、自衛隊関係法令が住民基本台帳情報の提供・提出を求めることを認めていると解するのは、体系的にも合理性を欠く。それゆえ、本件提供は公的機関による措置によって憲法 13 条が保障する「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」を制限する場合に求められる法律上の根拠を欠いており、違憲である。

⁴⁷ 先述の通り、「本件請求」の国家賠償法上の違法性は、本稿では検討の対象としていない。

⁴⁸ 国による通知が法令の意味内容を変える法的効力を有するのであれば、国による通知自体い処分性があり、通知自体を対象とする取消訴訟が認められることになるが、それは最高裁の判例がとる見解ではない。

② 本件提供に、法律上の根拠があるとした場合の問題

管見の限り、自衛隊法 97 条 1 項や自衛隊法施行令 120 条を違憲とする議論はみられなかったように思われるが、それは、そこで予定されている資料の提出の求めが、限られた場面での、限られた情報の提供を求めることを意味するにとどまると解されてきたためであろう。うえで示したような、自衛隊関係法令が本件提供の根拠にならないとする見解の下では、これらの規定が本件との関係では違憲になることはない。しかし、そうは解さず、**住基法や自衛隊関係法令が本件提供・取得まで予定している規定であるとするのであれば、当該諸規定の合憲性を問題としなければならず、さらに詳細な検討が必要になる。**

1) 委任法律・受任命令としての問題

自衛隊法 97 条 1 項が自衛官等の募集事務を行う主体を定めるにとどまらず、「自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務」として、本件のように、対象者となるすべての住民の個人情報の提供まで都道府県・市町村が行うとする規定であるとすれば、その詳細として何を定めるよう政令に委任するものであるのかが、まずは問題となる。**政令に委任されている事項が法律自体において具体化・特定されている必要があるが、同項はその定め的一切を欠いている。それゆえ、自衛隊法 97 条 1 項による委任は、条文上は「白紙委任」となっており、その時点で憲法 41 条に反しているようにも感じられる。**

ただ、先例では、当該の法の附則が「白地で包括的に政令に委任するもの」とはいえないとして憲法 41 条違反ではないとする判断において、立法の経緯や趣旨なども考慮されている⁴⁹。そのため、判例上は、必ずしも条文の文言のみによって白紙委任性が判断されているわけではない。しかし、解釈によって委任の趣旨を特定するにしても、その内容は当該条文を手がかりとして導けるものでなければならない。政令で定めるべき内容は自衛隊法 97 条 1 項の立法趣旨の説明からも明らかになっておらず、それを解釈を通じて特定するための条文上の手がかりも全く欠いており、自衛隊法 97 条 1 項は、やはり委任規定として憲法に反するものとなっている。

自衛隊法 97 条 1 項が「白紙委任」を行うものではないのだとすれば、自衛隊施行令 120 条が自衛隊法 97 条 1 項によって委任されている範囲を逸脱していないかが、憲法 41 条との関係でも慎重に検討されることになる。本件提供は個人の思想・良心の機微に触れるような勧誘をするために、多数の住民の情報を提供するものとなっており、自衛隊法 97 条 1 項が憲法に反する規定でないのであれば、同項がそうした提供まで容認しているとは解し難い。そもそも、自衛隊法 97 条 1 項が、住民基本台帳の取扱いについて規定する特別法である住基法が明示的に認めている場合以外にも、住民基本台帳情報を提出するよう求めてよいとしているとは考えられない。これらのことから、自衛隊法施行令 120 条は、自衛隊法 97 条 1 項を合理的に解した場合の同項による委任の範囲から逸脱しており、受任命令として憲法 41 条に反している。

以上のことからすると、委任規定としての自衛隊法 97 条 1 項にも、受任命令としての自

⁴⁹ 最一小判 2015 年（平成 27 年）12 月 14 日民集 69 巻 8 号 2348 頁。

自衛隊法施行令 120 条にも、憲法上の問題がある。その点でも自衛隊関係法令は、本件提供・取得の根拠規定たりえるものとはなっていない。住基法 11 条 1 項のいう「法令の定める事務」のための提供としても、自衛隊関係法令を直接の根拠とする提供としても、**奈良市による本件提供は憲法に反している。本件のような情報提供を認めることを自衛隊法施行令で定めることを自衛隊法 97 条 1 項が認めているのであれば、自衛隊法 97 条自体が憲法 13 条に反しているものと思われるが、その点については後述する。**

2) 関係法令の実体的な問題

自衛隊関係法令による情報提供の授權について検討すると、自衛隊法施行令 120 条が、一定の期間に出生した、すべての者の住民基本台帳情報の提供を、全市町村に認めるものであるのであれば、それに相応する手続的・実体的要件が定められていなければならない。しかし同条は、その定め的一切を欠いており、いわゆる一般条項であることになる。しかし、本件は法令や本件諸措置の合憲性・合法性が厳格に検討されなければならない事例であることは先述の通りであり、自衛隊法施行令 120 条は内容的にも憲法上の要請を満たしているとはいえない。

自衛隊法 97 条 1 項による委任が白紙委任でないのだとすれば、自衛隊法施行令 120 条は法律によって委任された範囲を逸脱しているように思われる点は、先述したところである。しかし、自衛隊法施行令 120 条には以上のような問題があると思われ、そうした規定が自衛隊法 97 条 1 項による委任の範囲内にとどまっているのであれば、自衛隊法 97 条 1 項自体が、そうした憲法に反する情報提供を黙認していることになる。さらに、住基法 11 条 1 項を根拠とし得るとするのであれば、同項は「法令で定める事務の遂行のために必要である場合」の意味内容に限定を加えることなく、住民基本台帳の提供を求めることを包括的に認める規定であることになる。そうすると、自衛隊法施行令 120 条が法律によって委任された範囲から逸脱していないとするのであれば、自衛隊法 97 条 1 項自体は憲法に反していることになり、住基法 11 条 1 項が参照しうる規定にも、本件提供・取得の直接の根拠規定にもなりえず、場合によっては住基法 11 条 1 項自体が憲法 13 条に反していることになる。

自衛隊法施行令 120 条によって認められる情報提供の範囲を、解釈を通じて適切に限定できるのであれば、そうした解釈上の内容と本件提供が整合するのかが問題となる。しかし、本件提供は原告が関与できないままに、個々人の思想・良心に関わる目的・態様での利用のために行われたものであり、自衛隊法施行令 120 条を憲法適合的に解釈するならば、同条がそうした情報提供まで認めているとは解しえない。住基法 11 条 1 項に基づく住民基本台帳情報の提供であったとしても、この点は同様であるのに加え、本件提供は法令・内規に忠実ではなく、さらに、同条 3 項が定めているのとは異なり、公表されていない。それゆえ、自衛隊法施行令 120 条自体が合憲・合法であるとしても、本件請求・提供はその解釈を誤って行われたものといわざるを得ず、住基法 11 条 1 項に基づいて住民基本台帳情報を閲覧させる場合の手続とも整合していない。よって、本件請求・提供・取得は、内容的にも手続的にも、本来、関係法令で予定されていたものであったとはいえず、それらの解釈適用を誤って行わ

れたものであるいわざるを得ない。

以上のように、関係規定の実体面を検討すると、自衛隊法施行令 120 条が憲法 13 条違反であるように思われ、そうした内容であっても自衛隊法 97 条 1 項による委任の範囲内なのであれば、自衛隊法 97 条 1 項自体が違憲である。同項の「白紙委任」性は先に述べた通りであり、そこで述べたことは、同項が認める情報提供が文言上は過度・広汎なものとなるということでもある。自衛隊法 97 条 1 項を根拠にしない住民基本台帳情報の提供は「法令で定める事務の遂行」たりえず、住基法 11 条 1 項を援用し得るものではなく、また、自衛隊関係法令を直接の根拠としうるものでもない。同項が根拠規定たりうるのであれば、住基法 11 条 1 項は一般条項類似のものであることになり、同項が違憲となる。**いずれにしても、個人情報保護法制の整備が進んだという状況において、本件諸措置の合憲性を慎重に検討すべき本件において、関係法令を住民基本台帳情報の提供を認める一般条項として解することはできず、本件提供は法律上の根拠を欠いており違憲である。**他方、自衛隊法施行令 120 条が認める情報提供を解釈上限定し得ると考えるとしても、その解釈は、本件で行われたような広汎な情報提供まで正当化し得るものではありえず、本件提供は法令を誤って解釈・適用したものといわざるを得ない。以上のことからすると、関係法令には委任・受任規定の観点以外の点でも憲法上の問題があり、そうした規定に基づく本件提供も憲法に反するものとなる。当該の規定の解釈を通じてそれらの規定を合憲とするのであれば、本件提供は自衛隊法施行令 120 条の解釈を誤って行われたものとなり、法令に従わずに原告の憲法上の権利を侵害していることになり、その点でも本件提供には憲法上の問題がある。

3) 合憲的な法律上の根拠があるものとした場合の、本件提供の法的評価

仮に、本件提供が住基法 11 条 1 項を根拠とする請求を受けたものである、もしくは、自衛隊関係法令に基づく提出の求めを受けたものとする場合であっても、自衛隊からの提出の求めに強制力はない。判例上は、法令上の根拠を有する照会・要求に対する回答であっても国家賠償法上違法とされたことがあるが、本件提供も奈良市の判断によって任意に行われたものである。本件では、それへの回答を認める趣旨の解釈基準が通知において示されており、また、自衛隊奈良地本が要求した情報も一定の年齢の者の単純個人情報に過ぎないという事情はあったが、**奈良市が大量の個人情報を提供するにあたって、自衛隊奈良地本からの要求に応じることが法令上認められるのかを、慎重に検討したようには思われたい。**本件での「答弁書」においても、奈良市は本件提供が住基法 11 条 1 項と同時に、それを否定する国の通知にも依拠しているように思われ、矛盾然として本件提供の法的根拠を慎重に検討していないように映る。**本来であれば、本件において奈良市は、自衛隊奈良地本からの求めに応じることが、いかなる法令上の根拠に基づくものとなり、当該法令の下で住民の個人情報を提供することが本人にとってどのような不利益を生じさせ得るかなどを、慎重に検討したうえで対応すべきであったにもかかわらず、それを怠っていたのであり、自衛隊奈良地本からの要求に「漫然と」応じてしまったといわざるを得ない。**それゆえ、奈良市が法律上の根拠のある要求に対応したと解したとしても、本件提供は、国家賠償法上、違

法な行為にあたる。

4) 小括：本件提供に、法律上の根拠があるとした場合の問題

以上のように、奈良市による本件提供に法律上の根拠があると考えた場合には、自衛隊関係法令には委任・受任規定としての問題に加え、内容的にも住民の個人情報の提供が認められるための具体的な要件を定めていないという問題が生じ、関係法令が憲法違反となる。自衛隊関係法令には憲法上の効力を認めることができず、本件提供の直接の法律上の根拠であるとはいえず、本件提供は住基法 11 条 1 項を根拠とするものともいえない。自衛隊関係法令に反する個人情報の提供も住基法 11 条 1 項が認めているのであれば、住基法 11 条 1 項自体が違憲である。そして、奈良市による本件提供は、住基法 11 条 1 項を根拠とするものとしても、自衛隊関係法令を直接の根拠とするものとしても、**憲法に適合的な法令上の根拠を欠くものであることには変わりなく、違法・違憲である。判例上、法令に基づく情報の回答・提供も違法になる可能性があり、本件において奈良市は国からの求めに「漫然と」応じたといわざるを得ず、自衛隊関係法令や住基法自体は合憲であると考えたとしても、奈良市による本件提供は国家賠償法上、違法となる。**

③ 国の行為の違憲性・違法性

これまで述べたことからすれば、自衛隊奈良地本は、自衛隊関係法令にも住基法にも根拠のない情報提供を求めることで、奈良市が違法に提供した住民基本台帳情報を取得したことになり、自衛隊奈良地本による本件取得も違法・違憲であるといわざるを得ない。さらには、そのようにして違法に取得した情報を保有し、それを利用して自衛官等の募集・勧誘を案内することで原告の人格的自律を害し、原告に「二次被害」を加える格好になっており、これも違法・違憲である。よって、自衛隊奈良地本による本件取得・保有・利用のいずれも憲法に反し、国家賠償法上も違法な行為に該当する。

④ 小括：本件の場合

以上のことから、本件提供には法律上の根拠を見いだせず、また、法律上の根拠があると考えるのであれば、根拠規定として援用されている諸規定の内容が憲法に違反していることになる。さらに、本件請求に關係法令上の根拠があるとする場合であっても、判例上は国家賠償法上は違法となる可能性があり、本件において奈良市が漫然と個人情報の提出の求めに応じたことも原告の憲法上の権利を侵害しており、国家賠償法上、違法である。それゆえ、これらのいずれの検討によっても、奈良市による本件提供は違法・違憲である。そして、それを基にして行われた自衛隊奈良地本による本件取得・保有・利用も、違法・違憲である。

(4) 総括：本件へのあてはめ

ここにおいて述べた通り、本件で提供・利用された情報は住民基本台帳情報であったに過ぎないともいえるが、自衛隊への入隊を勧誘する郵便はがきを意図せずに送られた者に生じうる精神的苦痛や人格的自律の侵害を考慮すると、本件諸措置の合法性・合憲性は慎重に検討されなければならない。そうした慎重な検討を行うならば、奈良市による本件提

供は、本件で行ったいかなる検討からしても違法・違憲といわざるを得ず、同様に、それに基づく国の対応も違法・違憲であり、国家賠償法上も違法である。

4. まとめ・結論

最後に、本稿で述べたことをまとめ、結論を述べることにしたい。

本件では、奈良市による本件提供が法律によって認められているものであったかが問題となる。住基法 11 条 1 項に基づくものとしての本件提供は法令上の事務を遂行するために必要なものであったのでなければならず、特に自衛隊法 97 条 1 項・自衛隊法施行令 120 条に基づくものといえるかが問題となる。具体的には、自衛隊法施行令 120 条の下で防衛大臣が提出を求めることのできる「資料」が、住民基本台帳に記録されている情報を含み、さらに、一定の年齢を超えた、すべての住民の個人情報までも含むのかが問題となる。仮に、本件提供が住基法 11 条 1 項を根拠として行われたものであり、同項において認められるものであったとしても、本件提供は同項所定の手続に則って行われたものでなければならない。加えて、最高裁の判例に従えば、法令に根拠のある照会に応じた場合であっても、強制力のない求めに応じた回答・情報提供が違法となる可能性があり、奈良市において「漫然」と情報提供に応じたものではなかったかが問題となる。これらの措置の国家賠償法上の、公務員の行為としての違法性を検討するところでは、解釈基準を示す国からの通知がそれを認めていたことを考慮する必要はない。本件では、さらに、自衛隊による本件取得がこれらの法令に反しないものであったかも問題となる。本件情報が自衛隊奈良地本によって違法に取得されたものであったのなら、その保有と利用も違法となる。**本件では奈良市と国（自衛隊奈良地本）の責任がそれぞれ問題となっており、両主体の違法性がそれぞれに検討される必要がある。**

公的機関による個人情報の取扱いが問題となっている本件では、その一般法上の違法性にとどまらず、そうした法律の合憲性をはじめとした、憲法上の問題の検討も求められる。国内の判例に従うならば、提供された個人情報自体の内容にかかわらず、個人情報の外部への提供と、提供された情報の利用方法が本人にどのような精神的苦痛を与えるものであるかが、社会通念にも照らしながら検討される必要がある。そして、そうした利用方法の問題は、それを可能にした情報提供の違法性の判断にも影響する。

本件で提供・利用された情報は住民基本台帳情報であったに過ぎないといえる。しかし、自衛隊への入隊を勧誘する郵便はがきを意図せずに送られた者に生じうる精神的苦痛や人格的自律の侵害を考慮すると、本件諸措置の合法性・合憲性は慎重に検討されなければならない。そうした慎重な検討を行うならば、奈良市による本件提供は、本件で行った、いかなる検討からしても違法・違憲といわざるを得ず、同様に、それに基づく国の対応も違法・違憲であり、国家賠償法上も違法な行為であると考えべきである。

よって、奈良市による本件提供は違法に行われたものであり、違憲でもある。自衛隊奈良地本による本件取得・保有・利用も違法・違憲。奈良市と国、いずれの行為も違法・違憲で

ある。本件諸措置の違法性に関する本件原告の主張には理由がある。

おわりに

筆者は法科大学院に所属しており、判例をふまえた論述をしうよう指導を行っている立場にある。本件に関する結論は裁判所に委ねることになるが、本件は社会的にも注目を集めた事例に関するものであり、判決も注目されることになると思われる。憲法問題を扱った過去の判決においては、裁判官の独自の見解を縷々述べるものが残念ながらしばしばみられ、その杜撰さが指摘されているものが少なくないことは、司法試験を突破した現職の裁判官であれば既知のところと思われる。本件において現職の裁判官が、新たに法令の趣旨からかけ離れた理解を「解釈」として示し、先例を無視した判決を下すことになれば、その社会的な悪影響は大きく、司法試験に向けて学習を続ける法科大学院生の勉学の意欲も減退させるものとなるだろう。判決が、適切な法解釈のあり方を示し、過去の判例を十分に考慮したものとするすることで、次代の法曹を支えるべく学習に臨んでいる法科大学院生にとっての「反面教師」ではなく手本となりえるものとなっているか、そして、法科大学院生を前にしても堂々と説明できるものとなっているか、等を十分にお考えいただきながら、ご検討いただくよう求めたい。

本件諸措置に法律上の根拠があるとする場合の憲法上の問題

1. 住基法 11 条 1 項の合憲性：憲法 13 条

＊ 本件提供が同項を根拠とするものである場合

(1) 条文が個人情報の提供を過度・広汎に認めるものとなっていないか。

個人情報の提供を過度・広汎に認めるものとなっていないか。

(2) 解釈上、個人情報の提供範囲を限定できるか

＊ 限定された提供範囲に、本件の提供は収まっているか

解釈で導出された適用範囲を超える情報提供まで認められるとするのであれば、住基法 11 条 1 項自体が違憲とされなければならない

2. 自衛隊法 97 条 1 項の合憲性

(1) 委任規定としての合憲性：憲法 13 条、憲法 41 条

自衛隊法施行令に、資料の提供のあり方を（事実上）白紙委任するものとなっていないか

(2) 自衛隊法 97 条 1 項の内容の合憲性：憲法 13 条

① 条文が個人情報の提供を過度・広汎に認めるものとなっていないか。

（＊ 同条が個人情報の提供を過度・広汎に認めるものとなっている場合には、住民基本台帳情報が過度・広汎に提供されることになり、それを授権する住基法 11 条 1 項が違憲であることになると考えられる）

② 解釈上、個人情報の提供範囲を限定できるか

＊ 限定された提供範囲に、本件の提供は収まっているか

解釈で導出された適用範囲を超える情報提供まで認められるとするのであれば、自衛隊法 97 条 1 項自体が違憲とされなければならない

3. 自衛隊法施行令 120 条の合憲性

(1) 受任命令としての合法性・合憲性：憲法 13 条、憲法 41 条

(2) 自衛隊法施行令 120 条の認める資料（個人情報）の提供の過度・広汎性：憲法 41 条

① 条文が個人情報の提供を過度・広汎に認めるものとなっていないか。

＊ そこでの授権が過度・広汎であり、それが自衛隊法 97 条 1 項による委任の範囲を超えていないのであれば、自衛隊法 97 条 1 項が過度・広汎な授権をしていることになる。

② 解釈上、個人情報の提供範囲を限定できるか

＊ 限定された提供範囲に、本件の提供は収まっているか

解釈で導出された適用範囲を超える情報提供まで認められるとするのであれば、自衛隊法施行令 120 条自体が違憲とされなければならない

《略歴》

1998年3月 千葉大学 法経学部 法学科 卒業
2000年3月 千葉大学大学院 社会科学研究科 法学専攻 修士課程 修了
2004年3月 早稲田大学大学院 法学研究科 公法学専攻 博士後期課程
単位取得退学（※ 2018年2月：論文博士【早稲田大学】）
2004年4月 長崎国際大学 人間社会学部 社会福祉学科 講師（2009年3月まで）
2009年4月 長崎国際大学 非常勤講師（2009年3月まで）
2009年4月 長崎県立大学 国際情報学部 講師（2012年3月まで）
2009年9月 長崎ウエスレヤン大学 非常勤講師（2016年3月まで）
2009年11月 茨城大学 非常勤講師（2018年3月まで）
2010年2月 熊本大学 非常勤講師（2010年3月まで）
2010年8月 大分大学 非常勤講師（2017年3月まで）
2012年4月 長崎県立大学 国際情報学部 准教授（2016年3月まで）
2011年4月 ミュンヘン大学 客員研究員（2011年9月まで）
2014年10月 長崎女子短期大学 非常勤講師（2016年3月まで）
2016年4月 福岡大学 法学部 准教授（2018年9月まで）
2017年4月 九州産業大学 非常勤講師（オムニバス科目「実践力育成演習A（主権者教育）」担当）（2024年3月まで）
2018年10月 福岡大学 法学部 教授（2023年3月まで）
2020年4月 九州産業大学 非常勤講師（「行政法A」、「行政法B」）（2024年3月まで）
2023年4月 南山大学 法務研究科 教授（現在に至る）
2024年10月 大同大学 非常勤講師（2025年3月まで）
2025年4月 中部大学 非常勤講師（現在に至る）

《学位》

2000年3月 修士（千葉大学大学院）
2018年2月 博士（法学）（早稲田大学大学院）

《専攻》

憲法、情報法

《学会関係》

2001年5月 全国憲法研究会
2002年9月 憲法理論研究会
2003年6月 ドイツ憲法判例研究会
2004年9月 日本公法学会

2007 年 7 月 早稲田大学 比較法研究所 特別研究員
2014 年 4 月 情報ネットワーク法学会
2016 年 4 月 慶應義塾大学 メディア法研究会 研究協力者（分担者）
2018 年 11 月 国際人権法学会

《社会活動》

2005 年 7 月 佐世保市同和対策審議会委員（2009 年 3 月まで）
2009 年 4 月 長崎県西彼保健所感染症審査協議会委員（2011 年 3 月まで）
2009 年 6 月 長崎市地域福祉計画策定員会委員（2011 年 3 月まで）
2009 年 4 月 長崎県介護保険審査会委員（2016 年 3 月まで）
2009 年 4 月 長崎県市町村統一の情報公開審査会・個人情報保護審査会審査委員
(2016 年 3 月まで)
2009 年 7 月 五島市情報公開・個人情報保護審査会委員（2016 年 3 月まで）
2011 年 10 月 大村市情報公開・個人情報保護審査会会長（2016 年 3 月まで）
2012 年 4 月 独立行政法人 大学入試センター 教科科目第一委員会（現代社会）委員
(2014 年 3 月まで)
2014 年 10 月 長崎県情報公開審査会会長（2016 年 3 月まで）
2019 年 5 月 佐賀県情報公開・個人情報保護審査会委員（2024 年 3 月まで）
2019 年 7 月 福岡県性暴力対策検討会議委員（加害者対策部会 部会長）
(2020 年 3 月まで)
2019 年 7 月 宗像市行財政改革推進委員会委員（2024 年 3 月まで）
2020 年 3 月 太宰府市情報公開・個人情報保護審査会委員（同年 5 月より会長）
(2024 年 3 月まで)
2020 年 7 月 福岡市明るい選挙推進協議会 委員（2024 年 3 月まで）
2021 年 1 月 法務省 人権擁護委員（2024 年 3 月まで）

《著書（共著書を含む）》

麻生他『初学者のための憲法学』（北樹出版、2008 年）
ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例Ⅲ』（信山社、2008 年）
大沢秀介・小山剛（編）『自由と安全—各国の理論と実務』（尚学社、2009 年）
鈴木秀美・山田健太（編）『よくわかるメディア法』（ミネルヴァ書房、2011 年）
畑尻剛（編集代表）『憲法の規範力と憲法裁判（講座 憲法の規範力 【第 2 巻】）』
(信山社、2013 年)
鈴木秀美（編集代表）『憲法の規範力とメディア法（講座 憲法の規範力 【第 4 巻】）』
(信山社、2015 年)
『平成 26 年度重要判例解説』（有斐閣、2015 年）

奥田喜道（編著）『ネット社会と忘れられる権利——個人データ削除の裁判例とその法理』（現代人文社、2015 年）

工藤ほか（編）『憲法学の創造的展開 上巻（戸波江二先生古稀記念）』（信山社、2017 年）

Yumiko Nakanishi (Ed.), Contemporary issues in human rights law : Europe and Asia, 2017

ドイツ憲法判例研究会（編）『ドイツの憲法判例 IV』（信山社、2018 年）

穴戸常寿（編著）『新・判例ハンドブック情報法』（日本評論社、2018 年）

長谷部・山口・穴戸（編）『メディア判例百選 第 2 版』（有斐閣、2018 年）

中西優美子（編著）『人権法の現代的課題: ヨーロッパとアジア』（法律文化社、2019 年）

鈴木秀美・山田健太（編）『よくわかるメディア法 第 2 版』（ミネルヴァ書房、2019 年）

＊ 初版からの内容の変更を伴うもの。

實原隆志『情報自己決定権と制約法理』（信山社、2019 年）

小山・新井・横大道編『日常のなかの＜自由と安全＞ 生活安全をめぐる法・政策・実務』（弘文堂、2020 年）

『令和 4 年度 重要判例解説』（有斐閣、2023 年 4 月）

法学セミナー編集部編『司法試験の問題と解説 2024』（日本評論社、2024 年 12 月）

ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例 V』（信山社 2025 年 3 月）

大林啓吾編『世界の憲法本 憲法理解を深める 49 の本』（法律文化社、2025 年 7 月）

長谷部・石川・穴戸（編）『憲法判例百選 I 第 8 版』（有斐閣、2025 年 9 月）

《受賞》

2021 年 3 月 第 36 回 電気通信普及財団・財団賞 テレコム社会科学賞（奨励賞）『情報自己決定権と制約法理』（信山社、2019 年）

《共同研究・競争的資金等の研究課題（すべて単独）》

文部科学省 科学研究費補助金(若手研究(B))「高度情報社会において国民の個人情報と公権力が扱う場合の憲法上の問題」（2011 年 - 2013 年）

公益財団法人 大川情報通信基金 2017 年度 研究助成「GPSによって得られた位置情報をパソコンや携帯電話で表示させ取得する捜査手法が有する憲法上の問題」（2018 年 3 月 - 2019 年 3 月）

文部科学省 科学研究費補助金（基盤研究（C））「インターネット上での公権力による情報収集とプライバシー権—その立法的統制」（2018 年 4 月 - 2021 年 3 月【2023 年 3 月まで延長】）

公益財団法人 電気通信普及財団 2019 年度研究調査助成（通常枠）「ヘイトスピーチ対策として SNS 事業者に対する行政責任を課す場合の法的課題」（2020 年 4 月 - 2021 年 3 月）

公益財団法人 日立財団 2021 年度 第 53 回 倉田奨励金「マイナンバー制度を通じ

た個人情報の授受の法的問題：警察による特定個人情報の取得行為の統制」（2022 年 3 月 - 2023 年 3 月）

文部科学省 科学研究費補助金（基盤研究(C)）「SNS への不適切な投稿を削除等する SNS 事業者の行為の規律のあり方」（2022 年 4 月 - 2025 年 3 月）

公益財団法人 日弁連法務研究財団 研究事業「個人情報保護委員会が独立行政委員会として備えるべき実体的要件に関する研究」（研究番号 173）（2023 年 10 月 - 2025 年 9 月）
研究代表者

文部科学省 科学研究費補助金（基盤研究（B））「先端技術導入による教育法秩序の構造変容の解明」（2023 年 4 月 - 2027 年 3 月）分担研究者（研究代表：斎藤一久）